

病院事業会計予算

令和2年度 橋本市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度橋本市病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	300 床
(2) 年 間 患 者 数	
入 院	91,250 人
外 来	140,940 人
(3) 1 日 平 均 患 者 数	
入 院	250 人
外 来	580 人
(4) 主要な建設改良事業	
(イ) 医療機器等整備事業	事業費 70,000 千円
(ロ) 建物附属設備整備事業	事業費 100,000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	7,633,747 千円
第1項 医 業 収 益	6,793,445 千円
第2項 医 業 外 収 益	731,131 千円
第3項 訪 問 看 護 収 益	64,991 千円
第4項 特 別 利 益	44,180 千円
支 出	
第1款 病院事業費用	7,697,921 千円
第1項 医 業 費 用	7,426,191 千円
第2項 医 業 外 費 用	202,339 千円
第3項 訪 問 看 護 費 用	64,791 千円
第4項 特 別 損 失	3,600 千円
第5項 予 備 費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額345,189千円は当年度分損益勘定留保資金345,189千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	471,761 千円
第1項 他会計負担金	300,711 千円
第2項 企 業 債	170,000 千円
第3項 投 資	1,050 千円

支 出	
第1款 資本的支出	816,950 千円
第1項 建設改良費	179,416 千円
第2項 投 資	16,067 千円
第3項 企業債償還金	621,467 千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ8,389千円及び909千円とする。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法
病院事業	170,000千円	証書借入

利 率	償還の方法
3.5%以内	借入先の融通条件による。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医 業 費 用
- (2) 医 業 外 費 用
- (3) 訪 問 看 護 費 用
- (4) 特 別 損 失
- (5) 建 設 改 良 費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------------|--------------|
| (1) 職 員 給 与 費 | 3,974,262 千円 |
| (2) 交 際 費 | 3,050 千円 |

(他会計からの補助金)

第9条 病院事業運営のため一般会計及び国民健康保険特別会計からこの会計へ補助を受ける金額は146,718千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、726,698千円と定める。

令和2年2月25日 提出

橋本市長 平木 哲朗